

《墓碑等の工事手続き注意事項》

○使用者は墓碑等の建設をしようとするときは「工事施工届（別記第4号様式）」を町に提出し承認を得なければ施工することができません。

①別紙工事概要書については内容がわかるものであれば任意の様式でも可能です。

②別紙添付の図面については基礎部も含めた図面を提出願います。

（杭を打つ場合は杭部分も含む）

○工事を完了したときも「工事完成届（別記様式）」を町に提出してください。

※墓碑施工写真も添付して提出してください。

○墓碑等建立の際の施工制限について

①碑石の建立は1区画につき1基とする。（付帯工作物（墓誌等）除く）

②碑石の高さは地盤面から3メートル以内とし、塀・垣・その他これに類する工作物についてはその高さは1メートル以内とする。

③使用墓所の盛土及び植樹はしてはならない。

④植栽する場合は、花卉類のみとし、通路及び隣地墓地に支障のないようにすること。

⑤碑石は傾倒及び沈下しないよう、基礎工事はコンクリート等永久工作物とすること。

⑥基礎工事にあつては、地盤内部においてコンクリート等が隣地境界を超えてはならない。

⑦碑石（基礎）の正面は通路と平行させ、左右面及び後背面は隣地境界より5cm後退させること。

○工事施工時は、使用者及び墓碑等施工業者は、常に墓碑の環境整備に努めるとともに、次の点に留意されますようお願いいたします。

①墓碑等の建設に関する施工中・施工後の諸問題については、使用権者・施工業者の責任において解決すること。

②墓碑等建設完了後における工事用砂利・砂・セメント・産出土等の処理、施工施設及び他の墓碑を損傷させた場合は、施工業者の責任においてすみやかに処理・復旧すること。

③墓碑前通路への乗り入れはご遠慮ください。ただし、キャタピラー式重機のみ乗り入れ可能です。

④型枠の支保は、隣の墓碑に接しないようご注意願います。

○墓碑施工等についてご不明な点がございましたら、町担当もしくは施工業者へお問い合わせください。

●問い合わせは

南幌町役場 住民課環境交通グループ TEL 011-398-7047（直通）